

第2回 上越市立水族博物館指定管理者選定委員会

日 時 平成26年6月14日(土) 午前9時30分
場 所 東京新潟県人会館 3A 会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 経過報告

4 審 査

(1) 第1次審査

資格審査報告

審査方法の確認

書類審査

(2) 第2次審査

ヒアリング

評価・採点

審査結果取りまとめ

5 そ の 他

6 閉 会

上越市立水族博物館指定管理者選定委員会
委員名簿

(敬称略)

区分・専門分野	氏名	所属・役職	備考
建築	くらた なおみち 倉田 直道	工学院大学名誉教授	委員長
水族館又は集客 施設の管理・経営	はせがわ しゅうへい 長谷川 修平	株式会社 名鉄インプレス役員 (南知多ビーチランド館長兼須磨水族園副園長)	副委員長
	あらはた つねお 荒幡 経夫	サンシャイン水族館長	
	なかがわ けいぶん 中川 敬文	UDS 株式会社 代表取締役社長	
財務	やまもと ひでかず 山本 秀一	公認会計士・税理士	
行政職員	のぐち かずひろ 野口 和広	上越市副市長	
	なかの としあき 中野 敏明	上越市教育委員会教育長	

平成 26 年 6 月 14 日現在

上越市立水族博物館指定管理者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、上越市立水族博物館（以下「施設」という。）の管理を指定管理者に行わせるに当たり、指定管理候補者の選定を適正かつ公平に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理候補者の選定)

第2条 施設の指定管理者については、次の各号に掲げる観点から、指定管理者制度を用いて公募により最適な候補者を選定する。

- (1) 公の施設として「市民から愛着と誇りを持ってもらえる施設」、「まちを元気にする集客施設」とすることが期待できること。
- (2) 長期にわたり効果的・効率的な管理運営の実現が期待できること。
- (3) 施設の整備・運営の効果を上越市域全体に波及させることが期待できること。
- (4) 上記(1)から(3)の実現に向けた知見及び実績を有する事業者であること。

(選定委員会)

第3条 第1条の目的を達成するため、企画政策部内に専門家を構成員とする上越市立水族博物館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する7人以内の委員をもって組織する。

- (1) 建築に関する識見を有する人
- (2) 水族館又は集客施設の管理・経営に精通している人
- (3) 財務に精通している人
- (4) 教育長（施設の利用者代表を兼ねる）
- (5) 副市長
- (6) その他市長が必要と認める人

3 委員の任期は、委嘱の日から指定管理候補者が決定するまでとする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が議長となる。

2 会議は前項に規定する会議を構成する委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第2条第1号に規定する事項に係る議事にあつては、委員会が別に定めるところにより決することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(指定管理者募集要項)

第 6 条 選定委員会は、募集要項に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定管理者選定についての説明
- (2) 指定管理者選定に当たっての作成様式及び留意事項等
- (3) 指定管理者選定に当たっての書類の提出方法、提出先及び提出期限
- (4) 指定管理者選定の基準
- (5) その他選定委員会が必要と認める事項

(選定方法)

第 7 条 指定管理候補者の選定に当たっては、別に定める審査表に基づき、委員間討議の上、選定委員会の総意として項目ごとに評価し、採点する。

- 2 評価は、複数の提案をそれぞれ比較する相対評価を原則とする。順位を決定するに当たっては、提案内容を点数化し、合計点により順位化するものとする。
- 3 採点は、提出書類を基に、ヒアリングを加味して行うものとする。
- 4 合計点と同数の者が複数いた場合は、委員間討議の上、委員の過半数の賛成を得たものを候補者とする。
- 5 選定された指定管理候補者の次に選定基準に適合していると認められる者を次点指定管理候補者として選考する。
- 6 応募者が 1 者のみの場合にも、審査表を基に評価・採点し、指定管理の候補者としての適否を判断する。

(指定管理候補者の特定及び通知)

第 8 条 市長は、選定委員会からの報告に基づき、指定管理候補者及び次点に選定された者に対し、指定管理候補者及び次点として特定した旨を文書により通知するものとする。

- 2 市長は、指定管理候補者及び次点に選定されなかった者に対し、その旨を文書により通知するものとする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、企画政策部企画政策課 新水族博物館整備室が行う。

(実施上の留意事項)

第 10 条 指定管理候補者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項に沿って手続きを進めるものとする。

- (1) 提案書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は、応募者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提出された提案書は、審査後、事務局で回収するものとする。
- (4) 提案に虚偽の記載をしたときは、当該提案を無効とするとともに、その者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 選定結果についての異議申し立ては認めない。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 5 月 1 0 日から施行する。